

## 小規模基本法制定と中小企業研究

経済学部教授 小林伸生

2014年6月に「小規模企業振興基本法」(以下小規模基本法)が公布・施行された。これは、従来の中小企業の定義よりも、さらに小規模な企業(製造業等では従業員数が20名以下、商業等では同5名以下の企業)を対象とした振興施策を実施するための規範となる法律であり、制定を受けて2015年には、『小規模企業白書』が発刊された。

かつて中小企業は、大企業との格差が様々な側面で存在し、政策的に近代化を促進する対象と位置付けられてきた。1980年代頃から、そうした中小企業観は後退し、むしろ意思決定が迅速で環境変化への対応力に優れた活力ある多数派という、積極的な見方へと転換していった。1999年の中小企業基本法の改正も、そうした中小企業観の抜本的な変化を反映したものであった。

しかし、いわゆる「失われた20年」といわれる低成長局面が続く中で、中小企業の中でも社会・経済の環境変化に的確に対応し堅調な成長を続ける企業群と、慢性的な低迷に苦しむ企業群の差が拡大し、それは主として規模に起因するという認識が広まりつつある。小規模基本法の制定は、こうした課題への対応を意図したものと考えられるが、同様に直近の中小企業研究の潮流も政策動向を敏感に反映していると考えられる。

近年の中小企業研究は、2つの潮流でと

らえられる。一つは、上記のような政策的動向を反映し、特に小規模企業群の活性化に向けた活路(コミュニティ課題の解決に向けた取り組み、事業承継の円滑化等)をどのように求めるかを分析・議論するもの、そしてもう一つは、主に中規模以上の企業群において、グローバル化への対応をどのように進めるか、といった視点からの研究である。

前者に関する最近の研究の事例として、川名和美「小規模企業の新たな社会的位置づけ～ワークライフバランス起業」の可能性とその支援～(『商工金融』2015年11月)がある。同論文では、中小企業基本法改正から今日までの中小企業及び同政策の変遷を概観後、働き方・働き手の多様化に対応して「ワークライフバランス起業」の必要性を整理し、起業をサポートするシェアオフィス運営の事例を紹介しながら、こうした活動の社会的位置づけを確立していくことの必要性を論じている。また寺岡寛「小規模企業の政策学～小さな事業をどう支援するのか～」(『商工金融』2015年10月号)では、現在の小規模企業の経営課題として、①人的資源の質的確保、②(質的人的資源の制約に起因する)技術革新への対応、③地域人口減少に起因する事業拡大の展望の描きづらさと資金需要の低迷、の3点を指摘している。そして、小規模企業

を単に保護するのではなく、「働く・生活する」地域循環を維持するために、退出入のサイクルを支援していくこと、知識・経験等の人的資本に付随したストックを活用し、ICT や人工知能の発達を活用しながら小規模企業間のマッチング支援を促進すること等の重要性を論じている。

一方、後者の直近の研究事例として、丹下英明「中小企業の海外進出に見る変化～直接投資を中心に～」(『日本政策金融公庫論集』2015年11月)では、アンケート調査に基づいて、海外拠点への進出時期別の中小企業の特徴を分析し、進出年代が新しい海外拠点ほど①進出前のフィージビリティ・スタディを実施している、②海外拠点の従業員教育や労務管理において日本でのやり方をベースとする割合が高まっている、等の傾向を明らかにしている。また、山本聡「中小企業の国際化プロセスにおける国際的アントレプレナーシップ」(『中小企業季報』2015年No.3)では、近年の国際的アントレプレナーシップ研究の中で注目されつつある「国際的起業家志向性(IEO)」、「エフィカシイ」、「輸出市場指向性(EMO)」、「偶発的発見(セレンディピティ)」、「意思決定プロセスのロジック(エフェクチュエーション)」等の概念を用いて、中小企業の国際化プロセスにおけるこれらの概念の存在を、企業事例に基づいて紹介している。

このように、直近の中小企業研究は、「活力ある多数派」としての中小企業の成長性に専ら焦点を当てるというスタンスから、経営実態に即した、より一層現実を直視する中で活路をどこに求めるか、といった方向性へと変化しつつあるように思われる。

但し、かつての中小企業観のように「格差を是正すべき対象」という考え方に基づいた議論ではない点には注目すべきである。社会・地域の環境変化への対応、産業の国際競争力の維持等の、より根源的な課題があり、その中で中小企業およびその政策が、どのような役割を果たしていくべきかという視点が、各研究に共通する視点となっているといえる。